

令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）は、令和元年台風第19号により被害を受けた観光地域の早期復興を図るため、旅行会社並びに市町村及び市町村観光協会（以下「市町村等」という。）等による被災地域の復興応援を目的とした旅行商品の造成等について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象者は次に掲げる者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行会社
- (2) 市町村等
- (3) 市町村等を構成員に含む団体

(助成要件)

第3条 この要綱による助成の対象となる事業は、次の各号のいずれかのうち、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会会長（以下「会長」という。）が承認した事業とする。

- (1) 以下の要件をすべて満たす旅行商品を販売する事業。
 - ただし、同一内容で複数の催行日がある場合は、まとめて1旅行商品とする。
 - ア 令和2年3月31日までに終了する旅行商品であること。
 - イ 募集型企画旅行商品又は旅行の参加者（実績）が20名以上の受注型企画旅行商品であること。
 - ウ 立寄地に茨城県内の令和元年台風第19号に伴う災害にかかる災害救助法の適用を受けた30市町（以下「被災観光地」という。）を含む旅行商品であること。
 - エ 被災観光地の復興を応援するための旅行商品であること。
 - オ 国、県その他の団体から同種の助成等を受けていないこと。ただし、令和元年台風第15号及び第19号観光支援事業費補助金交付要綱（令和元年11月8日観参第741号）に基づき行われる助成（ふっこう割）を除く。
- (2) 前号の旅行商品の販売又は催行を旅行会社等に委託する事業。

(助成額及び助成限度額)

第4条 旅行参加者1名につき1千円を助成する。

ただし、1旅行商品につき80千円を上限とする。

(交付申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、原則として旅行催行日の10日前までに、会長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 前条の規定により助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、交付決定した旅行商品の内容を変更又は中止する場合は、速やかに令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー

一造成支援事業変更（中止）申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

（終了報告）

第8条 助成事業者は、旅行商品の全催行終了日から起算して30日以内又は令和2年3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を添えた令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業終了報告書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

（助成金額の確定）

第9条 会長は、前条の終了報告を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金額を確定し、令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業助成額確定通知書（様式第5号）により、当該交付決定を受けた団体に通知する。

（助成金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、通知日から起算して14日以内に令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業助成金請求書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し等）

第11条 助成事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、助成事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

（関係書類の保管等）

第12条 助成事業者は、当該助成の対象となった事業に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該事業の終了した日の属する年度の翌年から5年間これを保管しなければならない。

附 則

この要綱は令和元年12月11日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会 長 殿

(申請者)
所 在 地
事業者名
代表者職氏名
〔担当者名
電話番号〕 印

令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業助成金交付申請書

令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添付して申請します。

記

助成申請額	金	円
-------	---	---

旅行商品名	
販売開始日	令和 年 月 日
催行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
設定本数	本
送客目標人数	人
販売・集客方法	

(添付書類)

- ・行程表、販売価格などを記載した企画書 (任意様式)
(旅行会社の場合)
- ・旅行業法第3条に基づく登録を受けた旅行会社等である旨を示す書類 (会社概要等)
(市町村等、市町村等を含む団体の場合)
- ・業務委託の内容を示す書類

(任意様式)

企 画 書

旅程表	
旅程のうち災害救助法適用市町における立寄地	
販売価格	

(様式第 2 号)

令和 年 月 日

(申請者) 殿

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会 長

令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のありました下記の旅行商品について、令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業助成金交付要綱第 6 条の規定により助成金を交付することに決定したので通知します。

記

1 対象ツアー名

2 交付決定額 金 円

3 催行予定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 助成の条件

- (1) 助成金額は、終了報告後、審査のうえ確定するものとし、交付決定額を上限として一括交付する。
- (2) 旅行商品の全催行終了日から起算して 30 日以内又は令和 2 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、終了報告書（様式第 4 号）に送客実績報告書を添付のうえ、協議会に提出すること。
なお、送客実績報告書は、ツアーの送客実績が確認できる書類（任意様式）に、自社の内容証明印を押印したものとする。
- (3) 申請時点から旅行商品の内容等を変更する場合は、速やかに変更申請書（様式第 3 号）を協議会に提出すること。

(様式第3号)

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会 長 殿

(申請者)

所 在 地

事業者名

代表者職氏名

印

〔担当者名
電話番号〕

令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業 変更（中止）申請書

令和 年 月 日付けで交付決定のありました旅行商品について、下記のとおり変更（中止）したいので申請します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更（中止）の内容

3 添付書類（変更の場合）
変更内容が確認できる書類（任意様式）

(様式第4号)

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会 長 殿

(申請者)
所在地
事業者名
代表者職氏名

印

(担当者名
電話番号)

令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー造成支援事業 終了報告書

令和 年 月 日付けで交付決定のありました旅行商品について、下記のとおり終了しましたので関係書類を添えて報告します。

記

旅行商品名	
催行期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
送客人数(実績)	人
出発地(都道府県)	
販売・集客方法	
助成金請求額	円

(添付書類)

- ①送客実績報告書(ツアーの送客実績が確認できる書類)(任意様式)
- ②販売・集客方法が確認できる書類(パンフレット, 広告等)
- ③ツアーの旅程表(②で確認できる場合は不要)
(委託事業の場合)
- ④業務委託の内容を証する書類(契約書・請書等)
- ⑤業務委託に関する支払を証する書類

(様式第5号)

令和 年 月 日

(助成事業者) 殿

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会 長

令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業助成金額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業については、令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業助成額交付要綱第9条の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

助成確定額 金 円

(様式第6号)

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会 長 殿

(申請者)
所 在 地
事業者名
代表者職氏名 印
〔 担当者名
電話番号 〕

令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業助成金 請求書

令和 年 月 日付けで助成金額確定通知のあった令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業について、下記のとおり助成金を請求します。

記

請求額	金 円
交付決定額	金 円
振込銀行名	銀行 支店
預金種目	1 普通 2 当座
口座番号	No.
口座名義	(フリガナ)